三　大嘗宮の儀及び大饗の儀を行われる期日及び場所が定められた件　一　八
四　天皇陛下は第七十回全国植樹祭に御臨場になる件　三　一〇
五　令和二年歌会始のお題を定められた件　三　一五
六　退位礼正殿の儀を行われた件　一　二二
七　剣璽等承継の儀を行われた件及び即位後朝見の儀を行われた件　一　二二
八　上皇上皇后両陛下は京都府へ行幸啓になる件　二　三一
九　皇居東御苑公開要領の一部を改正する件　二　三一
○公正取引委員会
一　昭和三十一年公正取引委員会告示第三号の一部を改正する件　三　一〇
○公正取引委員会、消費者庁
一　はちみつ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三　二　24　三一
○国家公安委員会
一　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　三　一〇
二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件　三　一五
三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　一　12　一七
四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　一　12　一七
五　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　一　18　二四
○個人情報保護委員会
一　認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の一部を改正する告示　二　一三
○金融庁
一　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　六　24　三一
○金融庁、国土交通省
一　小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等　二　一六
二　不動産特定共同事業法施行規則第七十一条において読み替えて準用する同令第二十一条第一項第二号の規定に基づく指定をした件　二　二九
○総務省
一　家計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件　三　1　七
二　地方税法第三百九十六条第二項に規定する総務省の職員の身分を証明する証票の様式を定める件等の一部を改正する件　三六　1　七
三　特定国外派遣組織を指定する件　一　九
四　個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一　6　一〇
五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二　一四
六　電気通信番号計画　三五　一四　八
七　標準電気通信番号使用計画　六八　一四　八
八　電気通信事業法施行規則第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を定める件　六九　一四　八
九　電気通信番号規則の細目を定めた件等を廃止する件　六九　一四　八
一〇　事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件　七〇　一四　八
一一　端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件　七一　一四　八
一二　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末及びその条件等を定める件の一部を改正する件　七三　一四　八
一三　端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件　七四　一四　八
一四　電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件　七五　一四　八
一五　科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件及び労働力調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件　七五　一四　八
一六　平成三十一年総務省告示第百七十九号に適合する都道府県、市町村又は特別区を指定する件　二九　9　一五
一七　東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件　三　一六
一八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十八条第二項の規定に基づき届出された事項を公示する件　三　一六
一九　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和元年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　二　一七
二〇　外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　五六　11　一七
二一　電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件　五六　11　一七
二二　電波法施行規則第十一条の二の六第二項の規定による特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更に関する届出があった件　二〇　二
二三　電波法第二十七条の十三第四項の規定による特定基地局の開設計画の認定に係る公示の件　二〇　二